



佐賀県公報

平成 20 年
12 月 15 日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

公安委員会事項

◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

(規則・一五)一

○ 公安委員会事項

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十五日

佐賀県公安委員会

委員長 山 口 久 美 子

◎佐賀県公安委員会規則第十五号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)に規定する事務の項の次に次のように加える。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)に規定する事務	第7条第1項	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給の裁定
	第8条第3項	裁定の申請の却下

附 則

この規則は、平成二十年十二月十八日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社